

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県公報発行規程の一部を改正する規則	総 務 文 書 課
◎ 訓 令	
○長崎県公報発行手続の一部改正	総 務 文 書 課
◎ 告 示	
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正（2件）	福 祉 保 健 課
・令和7年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等	漁 業 振 興 課
・道路の区域変更（5件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（3件）	//
・電線共同溝を整備すべき道路の指定	//
・港湾施設の概要	港 湾 課
・一般競争入札の参加者の資格等	監 査 事 務 局
◎ 公 告	
・落札者等	広 報 課
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・肥料登録の有効期間の更新	農 業 イ ノ ベーション推進室
・土地改良区の清算人の就任	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了（2件）	//
・一般競争入札の実施	監 査 事 務 局
◎ 交通局公告	
・落札者等	総 務 課
◎ 教育委員会告示	
・博物館の登録	学 芸 文 化 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 安 全 企 画 課
◎ 人事委員会規則	
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人 事 委 員 会 事 務 局
◎ 対馬海区漁業調整委員会指示	
・漁業法の規定によるあまだいはえ縄漁業及びあまだい立縄漁業の操業制限	対馬海区漁業調整委員会

◎ 長崎県内水面漁場管理委員会指示

・漁業法の規定に基づくコイヘルペスウイルス病まん延防止のための指示

長崎県内水面漁場管理委員会

◎ 有明海自動車航送船組合告示

・有明海自動車航送船組合議会令和7年第1回定例会の招集

有明海自動車航送船組合

規 則

長崎県公報発行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第8号

長崎県公報発行規程の一部を改正する規則

長崎県公報発行規程（昭和36年長崎県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（公報の発行） 第2条 公報は、毎週火曜日及び金曜日に発行する。ただし、発行日が<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>に当たるときは、その<u>日後においてその日に最も近い長崎県の休日</u>を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日でない日に発行するものとする。 2及び3 略	（公報の発行） 第2条 公報は、毎週火曜日及び金曜日に発行する。ただし、発行日が<u>県の休日</u>に<u>当るときは</u>、その<u>翌日</u>に発行するものとする。 2及び3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

長崎県訓令第1号

本 庁
地方機関

長崎県公報発行手続（昭和36年長崎県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（合議） 第1条 長崎県公報（以下「公報」という。）に登載しようとする事項（以下「<u>公報登載事項</u>」という。）の起案文書は、次に掲げる事項を除くほか、総務文書課長へ合議しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 前項の場合において、条例、規則、訓令、告示及び公告を改廃しようとするときは、<u>起案文書の末尾に現行の条例、規則、訓令、告示及び公告の全部若しくは一部又は関係資料を記載し若しくは添付しなければならない。</u> （<u>原稿の送信</u>）	（<u>原議の合議</u>） 第1条 長崎県公報（以下「公報」という。）に<u>掲載しようとする事項の原議</u>（以下「<u>原議</u>」という。）は、次に掲げる事項を除くほか、総務文書課長へ合議しなければならない。 (1)及び(2) 略 2 前項の場合において、条例、規則、訓令、告示及び公告を改廃しようとするときは、<u>原議の末尾に現行の条例、規則、訓令、告示及び公告の全部若しくは一部又は関係資料を記載し若しくは添付しなければならない。</u> （<u>掲載原稿の回付</u>）

第2条 公報登載事項に係る公報登載を依頼する者（以下「登載依頼者」という。）は、公報発行日の6日前（期間の計算には、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）までに、公報登載依頼書、決裁文書及び公報登載依頼に係る原稿（以下「原稿」という。）の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を総務文書課に送信しなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる事項及び長崎県公報発行規程（昭和36年長崎県規則第1号）第3条第2項に係る事項については、決裁文書の送信を要しないものとする。

2 公報の号外の下掲は、前項の規定にかかわらず、随時、総務文書課へ送信することができる。

3 年末、年度末等で公報登載事項が著しく多数となることが予想される場合は、総務文書課長は、第1項の規定にかかわらず、原稿の送信の締切日時を別に定めることができる。

（登載の手続）

第3条 総務文書課においては、原稿の送信を受けたときは、必要な記号、番号及び年月日を記入し、公報に登載する手続をとらなければならない。

2 略

（登載の繰延べ等）

第4条 原稿の分量が著しく多いときは、総務文書課長は、登載依頼者の意見を聴き、その登載を次回に繰り延べ、又は数回に分割して登載することができる。

2 法令等により公示する期日が指定されているもの、緊急を要するもの、原稿で特殊なもの又は長文のもの等については、総務文書課長は、登載依頼者の意見を聴き、号外として発行することができる。

（登載の省略）

第5条 総務文書課長は、一般に公示の必要がないと認める別記、別冊等については、登載依頼者の意見を聴き、その全部又は一部の登載を省略することができる。

（校正）

第6条 公報の校正は、登載依頼者において行わなければならない。

（公報の訂正）

第7条 公報に登載された事項で、印刷の誤りがあるもの又は訂正を要するものがあるときは、総務文書課長の責に属するものについては総務文書課長が、その他のものについては総務文書課長に対し登載依頼者が、訂正の手続をとらなければならない。

第2条 公報に掲載する事項の原稿（以下「原稿」という。）は、決裁済みの原稿とともに、公報登載の日前7日の午前10時までに、総務文書課に回付し、原稿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を送信しなければならない。ただし、公報登載の日前7日に当たる日が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その前日の同時刻までに回付及び送信するものとする。

2 公報の号外の下掲は、前項の規定にかかわらず、随時、総務文書課へ回付及び送信することができる。

3 年末、年度末等で公報に登載すべき事項が著しく多数となることが予想される場合は、総務文書課長は、第1項の規定にかかわらず、原稿の回付及び送信の締切日時を別に定めることができる。

（掲載の手続）

第3条 総務文書課においては、原稿の回付及び送信を受けたときは、必要な記号、番号及び年月日を記入し、公報に掲載する手続をとらなければならない。

2 略

（掲載の繰延べ等）

第4条 原稿が一時にふくそうし、1回にその全部の掲載ができないときは、総務文書課長は、主務課長（室長を含む。以下同じ。）の意見を聞き、その掲載を次回に繰り延べ、又は数回に分割して掲載することができる。

2 法令等により公示する期日が指定されているもの、緊急を要するもの、原稿で特殊なもの又は長文のもの等については、総務文書課長は、主務課長の意見を聞き、号外として発行することができる。

（掲載の省略）

第5条 総務文書課長は、一般に公示の必要がないと認める別記、別冊等については、主務課長の意見を聞き、その全部又は一部の掲載を省略することができる。

（下刷りの校合）

第6条 公報の下刷りの校合は、主務課（室を含む。）で行わなければならない。

（公報の訂正）

第7条 公報に掲載された事項で、印刷の誤りがあるもの又は訂正を要するものがあるときは、総務文書課長の責に属するものについては総務文書課長が、その他のものについては総務文書課長に対し主務課長が、訂正の手続をとらなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年3月21日から施行する。

告 示

長崎県告示第161号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前							
別表（第2条関係） 長寿社会課関係					別表（第2条関係） 長寿社会課関係							
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～15 略							1～15 略					
	16	長崎県 新型コ ロナウ イルス 感染症 緊急包 括支援 事業補 助金（ 介護分 ）	感染症対策 を継続的に 行いつつ、 必要な介護 サービスを 提供する体 制を構築す るための支 援を行う。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 感染症対策 を徹底した上 での介護サー ビス提供支援 事業 (2) 在宅サービ ス事業所によ る利用者への 再開支援への 助成事業 (3) 在宅サービ ス事業所にお ける環境整備 への助成事業	10分の 10以内	知事が 適当と 認める 者						
	17	感染症 対策に 資する 介護ロ ボット 等導入 促進事 業補助 金	介護ロボッ ト等の普及 により、介 護施設の職 員や利用者 間の接触の 機会を減ら し、感染症 を 防 止 す る。	介護施設への介 護ロボット等導 入に要する経費	4 分の 3 以内	社会福 祉法人 等						
16 略							18 略					
	19	長崎県 高齢者 入所施 設等新 型コロ ナウイ ルス感 染症ス クリー ニング 事業費 補助金	高齢者施設 において、 新型コロナ ウイルスの 施設内感染 を未然に防 止する。	入所系の高齢者 施設等への新規 入所者等に対 して、新型コロ ナウイルス感染 症のPCR検査等 の費用を助成	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	知事が 適当と 認める 者						
	20	長崎県 介護・ 福祉従 事者実 習時感	高齢者又は 障 害 者 施 設、医療機 関等で実習 を 行 う 介	高齢者又は障害 者施設、医療機 関等で実習を行 う介護・福祉系 職種の学生が実	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める	介護福 祉士、 社会福 祉士及 び精神						

17～23 略

24	長崎県 介護人 材確保 ・職場 環境改 善等事 業費補 助金	介護人材を 確保し定着 させるため の基盤の構 築を図る。	職場環境等の改 善又は人件費の 引上げに要する 経費	予算の 範囲内 で知事 が定め る基準 による 。	民間事 業所
----	---	---	-------------------------------------	---	-----------

障害福祉課関係

	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～57 略					
58	長崎県 障害福 祉人材 確保・ 職場環 境改善 等事業 費補助 金	障害福祉人 材を確保し 定着させる ための基盤 の構築を図 る。	職場環境等の改 善又は人件費の 引上げに要する 経費	予算の 範囲内 で知事 が定め る基準 による 。	民間事 業所
59	長崎県 障害福 祉分野 の介護 テクノ ロジー 導入支 援事業 費補助 金	障害福祉現 場の職員の 介護業務の 負担軽減、 労働環境の 改善、業務 効率化を図 る。	次に掲げる経 費。ただし、補 助対象経費の基 準は知事が別に 定める。 (1) 介護ロボッ ト等の導入に 要する経費 (2) ICTの導 入に要する経 費 (3) 介護ロボッ ト等とICTを複 数組み合わせ るパッケージ 型の導入に要 する経費	4分の 3以内	社会福 祉法人 等
60	長崎県	生産活動の	経営分析や生産	10分の	社会福

染予防 対策実 施支援 事業補 助金	護・福祉系 職種の学生 が実習前又 は実習中に 受 検 す る PCR等 検 査 費用を支援 し、新型コ ロナウイル ス感染症の 施設内感染 の防止を図 る。	習前又は実習中 に受検するPCR 等検査に要する 経費。ただし、 補助対象経費の 基準は、知事が 別に定める。	基準に よる。	保健福 祉士を 養成す る県内 学校又 は養成 所
--------------------------------	---	---	------------	---

21～27 略

障害福祉課関係

	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～57 略					

就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業費補助金	黒字化を目指す就労継続支援A型事業所の経営改善の取組を支援する。	設備の導入等に要する経費	10以内	社法人等
---------------------------	----------------------------------	--------------	------	------

長崎県告示第162号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療政策課関係						別表（第2条関係） 医療政策課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～48 略						1～48 略					
49 長崎県ドクターヘリ運用事業費補助金	救急医療提供体制を確保できるよう、ドクターヘリの円滑な運航体制の整備強化等を図る。	<u>ドクターヘリの運用に要する経費</u>	略			49 長崎県ドクターヘリ運用事業費補助金	救急医療提供体制を確保できるよう、ドクターヘリの円滑な運航体制の整備強化等を図る。	<u>ドクターヘリ基地病院等の給油施設整備に必要な工事費又は工事請負費</u>	略		
50 略						50 略					
医療人材対策室関係						医療人材対策室関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～21 略						1～21 略					
22 長崎県遠隔医療設備整備補助金	診療所等医師の高齢化、医師確保が困難な状況、医師の働き方改革による医療資源の不足などを踏まえ、ICTの活用・普及を推進することで、早急に離島の医療提供体制の確保	診療所等でのオンライン診療の実施に必要な遠隔地の医療機関へ画像、動画を伝送するための情報通信機器等の購入に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	市町等		22 長崎県遠隔医療設備整備補助金	診療所等医師の高齢化、医師確保が困難な状況、医師の働き方改革による医療資源の不足などを踏まえ、ICTの活用・普及を推進することで、早急に離島の医療提供体制の確保	診療所等でのオンライン診療の実施に必要な遠隔地の医療機関へ画像、動画を伝送するための情報通信機器等の購入に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	市町等	

		を図る。			
障害福祉課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～23 略					
24	長崎県自殺未遂者支援体制強化事業費補助金	自殺未遂者及びその家族に対する相談対応等を実施し、自殺未遂者の再企図を防止する。	自殺未遂者及びその家族に対する相談対応等による支援に要する経費	略	
25～57 略					

障害福祉課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～23 略					
24	自殺未遂者支援体制強化事業費補助金	自殺未遂者及びその家族に対する相談対応を行う支援者への教育研修事業を実施し、自殺未遂者の再企図を防止する。	自殺未遂者及びその家族に対する相談対応を行う支援者への教育研修事業に要する経費	略	
25～57 略					

長崎県告示第163号

令和7年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等を、次のとおり定める。

なお、令和6年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等（令和6年長崎県告示第168号）は、令和7年3月31日をもってこれを廃止する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 水系の範囲

- (1) 船津川水系（諫早市）及びこれと接続一体をなす水面
- (2) 小深井川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (3) 本明川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (4) 宮村川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (5) 佐世保川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (6) 中島川水系及びこれと接続一体をなす水面

長崎県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 富川溪線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市富川町1296番地先から 諫早市富川町227番2地先まで	前	4.8～21.0	1,450.9	
	後	8.7～10.6	110.6	

長崎県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 礪石原松尾町停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市出の川町甲795番1地先から 島原市出の川町甲794番1地先まで	前	11.8～16.5	56.4	
	後	11.8～24.3	56.4	

長崎県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 礪石原松尾町停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市出の川町甲793番1地先から 島原市西町丙1234番1地先まで	前	10.4～16.0	72.0	
	後	10.0～16.0	72.0	

長崎県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 礪石原松尾町停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市出の川町甲778番・779番合併地先から 島原市出の川町甲778番・779番合併地先まで	前	11.6～11.9	4.0	
	後	11.9～23.6	4.0	

長崎県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 有川新魚目線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町榎津郷字下字戸411番14地先から 南松浦郡新上五島町榎津郷字下字戸411番24地先まで	前	13.7～13.7	3.1	
	後	13.3～13.7	3.1	

長崎県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 礪石原松尾町停車場線	島原市出の川町甲795番1地先から 島原市出の川町甲761番地先まで	令和7年3月21日

長崎県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町小串郷字園山550番1地先から 南松浦郡新上五島町小串郷字園山543番地先まで	令和7年3月21日

長崎県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町榎津郷字下宇戸411番15地先から 南松浦郡新上五島町榎津郷字門松744番地先まで	令和7年3月21日
-----------------	---	-----------

長崎県告示第172号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	382号	対馬市厳原町日吉237番地先から 対馬市厳原町日吉241番6地先までの上下線

長崎県告示第173号

長崎県管理港湾郷ノ浦港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び壱岐振興局建設部管理・用地課に備え置く。

令和7年3月21日

郷ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

港 湾 名	種 類		位 置	数量及び能力	
	施 設 名	名 称			
郷ノ浦港	浮棧橋	郷ノ浦旅客用浮棧橋	壱岐市郷ノ浦町	構造	浮体式
				延長（取付部除く）	40.0m
				延長（取付部含む）	73.7m
				幅員	10.0m
				計画水深	-7.0m
				対象船舶（種類・船型）	高速船
				対象船舶（隻数）	1隻
				連絡橋（延長）	24.0m
				連絡橋（幅員）	3.0m
				橋台（延長）	11.0m

長崎県告示第174号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
- 令和7年度長崎県工事技術調査業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 令和5年度又は令和6年度に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実にこれを履行完了したもの。
 - イ 工事技術調査を履行するにあたり、必要な知識及び技術を有する技術士の配置について、適正な調査体制を整えることができる法人であるもの。
 - ウ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率、流動比率）が適正であること。
 - エ 長崎県建設工事入札参加資格者名簿及び調査・設計・測量業務等入札参加資格者名簿に登録されていないもの。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
この告示の日から令和7年4月2日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる提出場所に提出すること。
郵送も可。（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便とし、令和7年4月2日当日消印有効。）
 - ア 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - イ （都道府）県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ウ 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - エ 印鑑届（様式第2号）
 - オ 口座振替申込書（様式第3号）
 - カ 地方公共団体工事技術監査（調査）業務受託実績表（様式第4号）
 - キ その他知事が必要と認める書類※上記アの登記簿謄本は、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（写しも可）
上記イ、ウの未納がないことを証する証明書は、申請日前1ヶ月以内に発行されたもの（原本）
 - (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（電話）095-894-3506 （FAX）095-894-3479
- 5 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年8月29日までとする。
- 7 資格の取消し等
 - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り

消す。

- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の名称
長崎県公式ウェブサイトリニューアル業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県秘書・広報戦略部広報課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2021
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和7年1月28日
- 5 落札者
長崎市大黒町11-13
有限会社ランカードコム 取締役 峰松 浩樹
- 6 落札価格
22,500,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 7 入札公告日
令和6年12月10日
- 8 落札方式
最低価格

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
平 戸 市	R5年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 草積A	令和7年3月12日
平 戸 市	R4年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 田代A等2単位区域	令和7年3月12日
平 戸 市	R2年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 大久保第11-2等4単位区域	令和7年3月12日

平 戸 市	R 5 年度から R 6 年度まで	地図及び簿冊	長崎県 平戸市 宝亀E	令和7年3月12日
南 島 原 市	R 4 年度から R 6 年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 須川西第1	令和7年3月12日
南 島 原 市	R 3 年度から R 6 年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 田平第6	令和7年3月12日
南 島 原 市	R 5 年度から R 6 年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 野田第5	令和7年3月12日

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録 年月日	登録の 有効期間
長崎県肥 第691号	混合有機質 肥料	九フ3-13	窒素全量 3.0% りん酸全量 13.0%	長崎県諫早市小長井町 川内265	増山 俊幸	平成31年 3月14日	令和7年 3月14日 から 令和13年 3月13日

土地改良区の清算人の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人土黒土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

就任清算人	
氏 名	住 所
小 田 孝 明	雲仙市国見町土黒甲1151-2
西 川 均	雲仙市国見町土黒己1235
柴 田 和 昭	雲仙市国見町土黒戊339
中 村 昭 典	雲仙市国見町土黒甲827-2
米 田 幸 春	雲仙市国見町土黒乙76-2
菊 田 仁 志	雲仙市国見町土黒丙588
駒 田 澄 壽	雲仙市国見町土黒丁493
小 林 禎 信	雲仙市国見町土黒丙685-2
小 田 萬喜雄	雲仙市国見町土黒甲924
小 田 貴 之	雲仙市国見町土黒甲947

田 口 秀 美	雲仙市国見町土黒甲1144-1
山 崎 錦 一	雲仙市国見町神代庚750

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、川棚町、新上五島町	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市（全域）	令和7年3月6日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長与町高田郷（一部）地域	令和7年2月26日

一般競争入札の実施（公告）

令和7年度長崎県工事技術調査業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和7年度長崎県工事技術調査業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月6日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 初回の入札においては、代理人による入札は認められないこと。
- ③ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、再度入札を行う。
- ④ 入札の執行回数は3回を限度とする。
- ⑤ 再度の入札において代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等についての告示（令和7年長崎県告示第174号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506

（提出期限）令和7年4月2日（郵送にあっては、当日消印有効）

4 入札参加条件

- (1) 2の入札参加資格を有していること。
- (2) 当該役務を契約に基づき確実かつ直ちに履行できる者であること。
- (3) 当該役務の全部又は一部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局の名称

（名称）長崎県監査事務局 監査課 普通会計・行政監査担当

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-894-3506

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和7年4月2日までの間（県の休日を除く。）

- (2) 場所 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

- (1) 提出先 5の部局とする。
- (2) 受領期限 令和7年4月14日17時00分
- (3) 提出方法 郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により受領期限内必着のこと。）で行う。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の日時及び場所

（場所）長崎県庁行政棟7階 監査委員会議室

（日時）令和7年4月15日10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理

人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他、詳細は入札説明書による。

交 通 局 公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年3月21日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 購入品目及び予定数量

軽油358キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（電話）095-822-5141

3 調達方法 購入等

4 契約方式 一般競争入札

5 落札決定日 令和7年2月26日

6 落札者の氏名及び住所

（氏名）南国殖産株式会社 長崎支店 支店長 大江 正一郎

（住所）長崎県長崎市茂里町1番46号

7 落札価格 139,900円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））

8 入札公告日 令和7年1月31日

9 落札方式 最低価格

教 育 委 員 会 告 示

長崎県教育委員会告示第1号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、令和7年3月5日付をもって次のとおり登録した。

令和7年3月21日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

施 設 名	所 在 地	設 置 者
長崎バイオパーク	西海市西彼町中山郷2291番地 1	バイオパーク株式会社

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年3月21日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級	令和7年6月26日（木）午前9時から 午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級	令和7年6月27日（金）午前9時から 午後6時までの間	

2 検定予定人員

各区分とも5人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和7年4月7日（月）から同月11日（金）まで。	午前9時から午後4時まで。 ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中でであっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- (エ) 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
 - b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面
- (オ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

- (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
(エ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料
各区分とも16,000円
(2) 納付方法
検定申請時に納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

8 その他

- (1) 検定の共同実施
この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。
(2) 持参する物
検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。
(3) 問合せ先
ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線 3186）

人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第3号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年2月6日長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係） イ 公安職給料表級別職務表					別表第1（第3条関係） イ 公安職給料表級別職務表				
職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分	職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略				警察	略				警察
7級	略								
	3	公安委員会補佐室長、広報室長、犯罪被害者支援室長、監査室長、企画室長、人材育成室長、施設管理室長、電算企画開発室長、健康管理室長、犯罪抑止対策室長、 <u>少年育成室長</u> 、許可業務指導室長、地域企画指導室長、捜査支援室長、取調べ指導室長、検視官室長、特殊詐欺捜査室長、行	警察本部						

略	政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、交通捜査室長、運転免許試験場長、安全運転学校長、警衛警護室長、危機管理対策室長、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、副隊長	略	室長、行政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、交通捜査室長、運転免許試験場長、安全運転学校長、警衛警護室長、危機管理対策室長、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、副隊長	略
	略		略	
	略		略	
	備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

対馬海区漁業調整委員会指示

令和7年対馬海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、規制海域におけるあまだいはえ縄漁業及びあまだい立縄漁業（以下「あまだいはえ縄漁業等」という。）について、次のとおり指示する。

令和7年3月21日

対馬海区漁業調整委員会
会長 部原 政夫

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域

イ 北緯34° 50.19′ 東経129° 29.86′ （北緯34° 50′ 東経129° 30′ ）

ロ 北緯34° 50.19′ 東経129° 49.86′ （北緯34° 50′ 東経129° 50′ ）

ハ 北緯34° 27.19′ 東経129° 49.86′ （北緯34° 27′ 東経129° 50′ ）

ニ 北緯34° 27.19′ 東経129° 29.86′ （北緯34° 27′ 東経129° 30′ ）

なお、（ ）内は日本測地系による参考経緯度を示す。

(2) 「あまだいはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業

(3) 「あまだい立縄漁業」 動力漁船により立縄を使用してあまだいをとることを目的とする漁業

2 操業の承認

規制海域において、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に、県内に住所を有し、あまだいはえ縄漁業等を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認を受けた者の操業の条件

(1) 休漁日の設定

毎月第2、第4金曜日にあまだいはえ縄漁業等を行ってはならない。

(2) 針の大きさの制限

あまだいはえ縄漁業等で使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。

(3) 承認証の備付け義務及び承認番号の表示

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、別記様式第1号

に定める承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、別記様式第2号に定める承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。

4 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示に違反した場合は、承認を取消すことがある。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年3月21日から令和8年5月31日までとする。

別記様式第1号

令和7年一承認番号対委第〇〇〇〇号	
あ ま だ い 〇 〇 漁 業 承 認 証	
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
1 漁業の方法	
2 操業区域	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 イ 北緯34° 50.19' 東経129° 29.86' (北緯34° 50' 東経129° 30') ロ 北緯34° 50.19' 東経129° 49.86' (北緯34° 50' 東経129° 50') ハ 北緯34° 27.19' 東経129° 49.86' (北緯34° 27' 東経129° 50') ニ 北緯34° 27.19' 東経129° 29.86' (北緯34° 27' 東経129° 30') なお、() 内は日本測地系による参考経緯度を示す。
3 使用する船舶	
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 承認の有効期間	
年 月 日から 年 月 日まで	
5 制限又は条件	
(1) 毎月第2、第4金曜日に操業してはならない。	
(2) 使用する釣針は、たい針11号同等以上とする。	
(3) 操業期間中は、本承認証を当該承認に係る船舶内に備え付け、承認番号を船舶の船橋の両側に表示しなければならない。	
年 月 日	
対馬海区漁業調整委員会 会 長 部 原 政 夫	

別記様式2号

対委〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは7センチメートル以上、太さは1.4センチメートル以上、間隔は2.3センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。
- (4) 船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

長崎県内水面漁場管理委員会指示

令和7年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和7年3月21日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

1 指示の内容

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの移動が考えられず、制限する必要がないと判断される水域を除く。）において採捕したコイを持ち出し、他の水域（当該水系以外の河川・湖沼等）に放流してはならない。

この場合、当該水系の範囲等については、知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会令和7年第1回定例会を令和7年3月27日午後3時30分長崎市に招集する。

令和7年3月21日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
弥ト